

京都市告示第415号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年10月19日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
京極十二緯8号線	上京区梶井町465番地地先内	平成27年10月20日

(建設局土木管理部道路明示課)